

# 金融商品等 取引名下の詐欺

## パンフレットが届いて 電話が架かって来る！



①

ある日、電話が...

②

「商社〇〇の〇〇と言いますが、パンフレットが届いてませんか？この商品は希少で人気なのですが、業者間では取引できず、限られた個人でしか買えないんです。費用はすべて当社が負担し、高額で買い取りさせて頂きますので、名前を貸して貰えませんか？」

届いてたかな？  
興味ないけど、名前だけなら  
わかりました。



③

後日、また、電話が...

④



「申し訳ありません。名義貸しの犯罪になる！とトラブルになってしまいました。このままでは、あなたもその罪に問われることになってしまいます。実際に本人が購入したことにしなければなりません。200万円をご用意いただいてレターパックで送ってください。代金は後日当社がお支払いいたしますので...」

ええっ！犯罪になるなんて  
大変！  
お金戻ってくるんですね！  
すぐ、お金を送ります。



⑤

レター  
パック  
で送っ  
て。

書類だから  
大丈夫よ。

近くのコンビニで



現金は、ダメですよ！  
詐欺に気がつけて下さい。

⑥

その後、連絡がないので  
電話しても...

この電話は  
現在、使われておりません...

⑦

- 「レターパック、宅配便で現金を送れ」は、  
すべて詐欺の手口です絶対に送らないで下さい。
- コンビニエンスストアや宅配事業者等に詐欺被害防止のため、  
声掛けによる注意喚起をお願いしています。
- お金を用意する前に窓口や親族に相談して下さい。